

# 出席規定

- 第 1 条 正会員の出席率は年間会議所の例会、所属委員会(理事は理事会)60%以上でなければならない。
- 第 2 条 出席率の算定は月 1 回以上行われる例会及び委員会開催数を基準とする。
- 第 3 条 理事会に於いて指定した別表の項目に出席した場合は、これを例会又は委員会の出席に加算する。  
但し、本条項の適用ある場合は皆出席の表彰の対象とはならない。
- 第 4 条 理事会は当該年度中、3 月、6 月、8 月、11 月の 4 回、各委員の出席に関する資料を総務委員会より提出させ協議の上、全会員に出席状況を送付する。
- 第 5 条
1. 休会者の出席に関しては休会中は免除するも休会期間以外の出席率は原則として月割り計算により理事会に於いて審議する。
  2. 休会に関する細目は別に定める「休会規定」による。
- 第 6 条 第 1 条の出席規定率を下回る恐れのある会員については付記する出席向上対策会議を開催し対処する。

(別 表)

例会、委員会の出席に算入する項目(理事会指定)

- (1) 冠婚葬祭により届出のあった者（但し 3 親等を限度とする）
- (2) JC 公用による場合
- (3) 他 JC の例会に出席した場合
- (4) JCI 諸会議、日本 JC 全国会員大会、各地区ブロック会員大会、他 JC 認承式
- (5) 理事会に於いて承認された年度事業に 1 回出席した場合 1 回出席として扱う（但し、年度事業は専務理事が理事会に提出する。）

# 出席向上対策会議

1. 名 称 出席向上対策会議
2. 目 的 会員の出席率の向上を目的として出席不良者の対策を講じる。
3. 議 長 議長は理事長とする。
4. 構 成 正副理事長・専務理事・委員長・室長・その他議長が必要と認めた者。
5. 対 象 者 出席規定第 1 条並びに会員資格に抵触する者。
6. 開催期間 原則として毎月とする。但し、議長の収集により開催することができる。
7. 権 能 出席不良者を会議に収集することができる。  
収集された会員は出席する義務を有する。
8. 施 行 6 月 30 日現在で出席規定第 1 条に抵触する会員の内、本会議が必要と認めた者に対しては、下記の決定事項を理事会にて承認後実施する。
  - (1) 該当者に JC 活動の意思の確認を本会議が行い確認後 10 日以内に(A)  
(B)(C)いずれかの書類を理事長あてに提出する事とする。
    - (A) 出席誓約書
    - (B) 休会届
    - (C) 退会届尚、(A)(B)(C)いずれの書類も提出されない場合、本人の確認後、自動的に退会とする。
  - (2) 上記(A)出席誓約書については、2 期連続して提出できない。
9. 勧 告 退会勧告・除名等には理事会の承認を必要とする。

(平成 2 年 8 月 3 日の総会にて、変更追加)

(A)

## 出席誓約書

公益社団法人岸和田青年会議所

理事長 \_\_\_\_\_ 殿

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私儀、\_\_\_\_\_は、公益社団法人岸和田青年会議所理事長に対し、下記の事項を誓約いたします。

尚、別紙の規定を確認後提出しております。

- (1) 本年7月1日から12月31日までの期間、出席規定第1条に定められた例会、所属委員会・理事会(理事のみ)各60%以上出席を致します。
- (2) 上記の出席が不可能な場合は退会届を12月度理事会迄に提出いたします。
- (3) 提出しない場合は自動的に退会のなる事を承知しております。
- (4) 上記第3項の処置をする場合は、出席向上対策会議と理事会の承認を必要とする事を確認いたしました。

(B)

休 会 届

公益社団法人岸和田青年会議所

理事長 \_\_\_\_\_ 殿

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私儀、 \_\_\_\_\_ は、公益社団法人岸和田青年会議所.理事長に対し、休  
会規定に基づき、別紙確認書類を添付の上、下記理由により休会届を退出いたします。  
尚、別紙の規定を確認後提出しております。

① 理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

② 期間  
年 月 日 ~ 年 月 日迄  
(期間については当該年度のみとする)

(C)

## 退 会 届

公益社団法人岸和田青年会議所

理事長 \_\_\_\_\_ 殿

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私儀、 \_\_\_\_\_ は、平成 年 月 日付けにて、公益社団法人  
岸和田青年会議所.理事長に対し、退会届を提出いたします。

# 休 会 規 定

- 第 1 条 休会を希望する会員は、休会届を提出し、出席向上対策会議及び理事会の承認を経なければならない。
- 第 2 条 休会中といえども会費は納入しなければならない。
- 第 3 条 休会届は下記の理由の場合のみ提出することができる。又、すべての場合、確認書類の添付を必要とする。
- (1) 転勤
  - (2) 長期出張
  - (3) 病気
  - (4) 出席向上対策会議の認めた理由
- 第 4 条 休会期間は当該年度のみとする。
- 第 5 条 休会届は連続して提出する場合、2 期以内しか認めない事とする。その場合、1 期ごとに提出し第 1 条の規定に基づくものとする。
- 第 6 条 理事会に於いて、休会届を受理した会員については出席義務を免除する。  
但し、例会、委員会、その他すべての事業に対しては、出席する権利を有するものとする。
- 第 7 条 休会の理由が消滅した場合は速やかに届け出るものとする。

(平成 2 年 7 月 25 日の理事会にて変更追加)

(令和 3 年 5 月 日の理事会にて変更追加)